

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 7 年 3 月 6 日

近畿経済産業局長 信谷 和重 殿

天理市長 並河 健

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の
同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

天理市の人口は、60,571人であり、そのうち年少人口（0～14歳）は6,974人（%）、生産年齢人口（15～64歳）は36,454人（%）、老年人口（65歳以上）は17,143人（%）となっている（令和7年2月1日現在）。

産業構造としては、就業者数は第三次産業が最も多く（21,765人）、次いで第二次産業（5,945人）、第一次産業（1,183人）と続く。細かく見ると、第三次産業の医療・福祉（4,941人）、第三次産業の卸売・小売業（4,388人）、第二次産業の製造業（4,349人）、が上位3傑である（令和2年国勢調査）。事業所数で見ると、卸売・小売業が最も多く（602社）、その他サービス業（307社）、宿泊業・飲食サービス業（265社）と続く（令和3年経済センサス）。

天理市における特徴として、一事業所に従事する従業員数が他市より比較的多いことから、より規模の大きい中小企業が多数存在すると推察される。

また、企業全体の中で中小企業の占める割合は99%強と、圧倒的に中小企業の割合が高い。

中小企業者の実態は、業種による大きな違いはなく、設備投資は持ち直しているところはあるものの、小規模事業者においては特に厳しい状態が続いており、設備投資を控える事業者が多いのが現状である。

今回、本計画を策定し、天理市の強みである比較的規模が大きく設備投資効果の大きい中小企業者をはじめとした、市内事業者の設備投資を促すことで、厳しい環境にある中小企業者も含めた労働生産性の向上を図り、市内産業全体の底上げを図る。

(2) 目標

小規模事業者だけでなく、より多くの中小企業者の先端設備等の導入を促進する。年間10件の計画認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

より多くの事業者の設備投資を促進するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

より多くの事業者の設備投資を促進するため、天理市内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

より多くの事業者の設備投資を促進するため、全ての業種・事業を対象とする。

ただし、本計画は市内の中小企業者の設備投資を促進し、市内産業全体の底上げを目標としており、雇用創出等の観点からも、市内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で先端設備等を導入する事業者に限る。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮すること。

- ・公序良俗に反する取組、反社会的勢力との関係が認められるもの、天理市税の滞納があるものについては先端設備等導入計画の認定対象としない等、健全な地域経済の発展及び地域の周辺環境に配慮すること。